

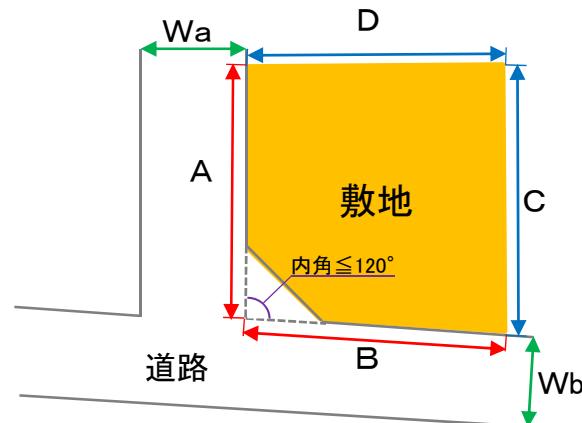
(解説図)

建ぺい率の緩和(10%)が受けられる敷地

① 2つの道路の角地の場合

次の1~5の条件を全て満たすもの(下図①参照)

1. 2つの道路の内角が120度以下
2. 各々の道路幅員が4 m以上  
 $W_a, W_b \geq 4m$
3. 道路幅員の合計が10m以上  
 $W_a + W_b \geq 10m$
4. 各々の道路に接する長さが敷地総周長の1/8以上  
 $A, B \geq (A+B+C+D)/8$
5. 各々の道路に接する長さの合計が敷地総周長1/3以上  
 $A+B \geq (A+B+C+D)/3$



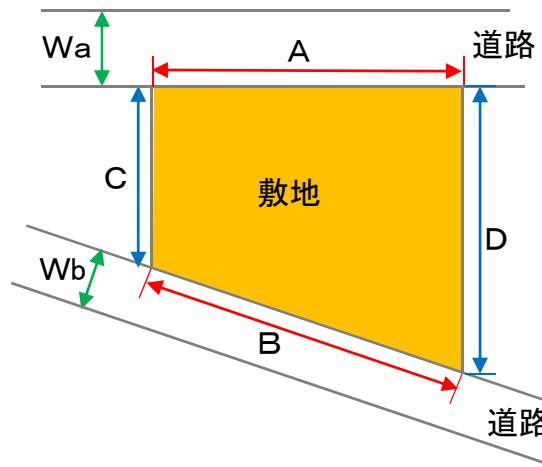
※道路に隅切りがある場合は、隅切りがないものとして計算します。

図①

② 2つの道路にはさまれた敷地の場合

次の1~5の条件を全て満たすもの(下図②参照)

1. 道路境界の相互間の距離が25m以内  
 $C, D \leq 25m$
2. 各々の道路幅員が4 m以上  
 $W_a, W_b \geq 4m$
3. 道路幅員の合計が10m以上  
 $W_a + W_b \geq 10m$
4. 各々の道路に接する長さが敷地総周長の1/10以上  
 $A, B \geq (A+B+C+D)/10$
5. 各々の道路に接する長さの合計が敷地総周長の1/4以上  
 $A+B \geq (A+B+C+D)/4$



図②

(注意)上記の敷地条件は基本的なケースを示しています。その他、幅員4m以上の道路と公園、広場、水面その他これらに類するものに接する場合等でも緩和の対象となる場合がありますので、個別にご相談ください。

(野々市市建設部建築住宅課 建築指導係 Tel:076-227-6136)